

《鳴門市農業委員会 6月総会 議事録》

開催日時 令和元年6月28日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
7番	柴田 精治	8番	谷口 清美	10番	中井 弘
11番	仲須 眞理	12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規
15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員 9番 手塚 弘二 14番 林 博子

議 案

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
④使用貸借解約について	1件
⑤地目照会について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年6月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行につきましては、谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は13番濱堀委員、16番藤本委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。

まず申請番号1番の案件について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

小川委員 2番。申請地は、長期間耕作をしておらず原野化している土地ですが、今回購入する方が、コンクリートの擁壁をし、周りを金網で囲って畑をすることとなっておりますので、何も問題はないかと思えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見を願います。

金田委員 4番。譲渡人の●●さんと譲受人の▲▲さんは親子で、現在甘藷・大根を中心に生産している農家です。
申請地には現在も甘藷が栽培されており、今後も継続して栽培を行う計画となっております。
また譲受人は、鳴門市で認定農業者として認定されており、地域の担い手でもあることから、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を願います。
申請番号1番の案件について地元委員さん願います。

谷口会長 8番。申請地は、JR池谷駅の東にある農地です。
申請人は、申請地の北側に住宅を所有しており申請地を道路からの進入路として利用していました。申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、今回の申請となっております。なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。
計画については、現状のまま進入路として利用する予定でございますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、J R池谷駅の東に約 230m に位置し、住宅地の中に存在する 10
未満の広がりのない小規模農地で、第 2 種農地に該当します。
申請人は、申請地の北側に住宅を所有しており申請地を道路からの進入路
として利用していました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいた
ことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。
なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出いただいております。
計画については、土地の造成などは行わず、現状のまま進入路として活用
する計画であり、雨水については隣接する農業用排水路に排出する計画であ
り、地元水利組合からの同意も得ております。
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画につ
いては適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号 1 番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 1 番については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第 2 号』については全てご審議いただきました。
次に『議案第 3 号』農地法第 5 条の規定による許可申請についての審議に
入ります。
まず、事務局より内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農地法第 5 条の規定による許可申請について 6 件 >
・申請番号 1 ～ 6 について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号 1 番の案件について地元委員さんお願いします。

松村委員 18 番。申請地は、J R金比羅前駅の南西にある農地です。譲受人が太陽光
発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき
売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、砕石を敷設して整地を行い、施設周囲にはフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、JR 金比羅前駅の南西約 260m に位置する農地であり、周囲を鳴門池田線、市道と住宅地で分断された 10ha 未満の広がりない農地であり、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

なお、申請につきましては平成 31 年 4 月に申請しておりましたが土地所有者 ●●氏の死亡により 4 月総会では申請取下げとなりました。今回相続登記が完了したことにより再度申請しています。

事業計画では、太陽光発電パネルを 324 枚設置、49.5kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 31 年 1 月に 10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成 31 年 1 月になされております。

事業計画では、砕石を敷設して整地を行い、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。
申請番号 1 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 1 番については承認することといたします。
次に、申請番号 2 番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

仲須委員

11 番。申請地は、真福寺の南東にある農地です。
譲渡人は、申請地の北側に住宅を所有しており申請地を住宅敷地の一部と

して利用していました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の申請となっております。なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

計画については、現状のまま住宅敷地として利用し、雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、真福寺の南東約 410m に位置する農地であり、周囲を宅地に囲まれた 10ha 未満の広がりがない農地で、農業振興地域かつ第 2 種農地に該当します。

申請人は、申請地の北側に住宅を所有しており申請地を住宅敷地の一部として利用していました。今回、農業振興地域整備に関する法律及び農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の申請となっております。農業振興地域の整備に関する法律につきましては、令和元年 6 月に除外手続きが完了しております。また本申請においては今後無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

計画については、土地の造成などは行わず、現状のまま住宅敷地として利用する計画であり、雨水については地下浸透にて対処する計画です。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 2 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 2 番については承認することといたします。

次に、申請番号 3 番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

長谷目委員

12 番。申請地は、真福寺の東に位置する農地です。

譲受人は申請地の東側にガソリンスタンドを経営しており、譲渡人より土地を購入して看板敷地として利用していました。

今回、申請地が農地法上の手続きを得ずに利用していることが判明したため、適法状態にするための申請となっております。なお今後は無断での転用

行為を行わない内容の始末書も提出しております。

現状のまま利用する計画であり、排水については地下浸透で対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、真福寺の東約 370m に位置する農地であり、周囲を住宅地、県道鳴門池田線で分断された 10ha 未満の広がりない農地であり、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、申請地の東側にてガソリンスタンドを経営しており、案内看板を設置する目的で譲渡人より土地を購入して看板敷地として利用していました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。なお今回申請に伴い始末書を提出していただいております。

土地の造成などは行わず、現状のまま看板敷地として活用する計画であり、排水については基本的には地下浸透で対処する計画です。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 3 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 3 番については承認することといたします。

次に、申請番号 4 番及び 5 番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

大西副会長

1 番。申請地は、禅定寺の南東に位置する農地です。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を探していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、碎石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設の擁壁と新設するフェンス及び畦畔により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、禅定寺の南東約 1,200m に位置する農地であり、周囲を住宅地、山林で分断された 10ha 未満の広がりない農地であり、第 2 種農地に該当します。

譲受人が、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルはそれぞれ 252 枚設置、49.5kw と 44 枚設置、11.0 kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 31 年 1 月に 10 kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成 31 年 1 月になされております。

事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既存の擁壁と新設する畦畔とフェンスにて被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号 4 番及び 5 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 4 番及び 5 番については承認することといたします。

柴田委員 質問よろしいでしょうか。

申請番号 4 番と 5 番のように、取引相手が全く変わっていないのに案件が 2 つに分かれているのは、何か分けて申請しないといけない理由があるのでしょうか。

事務局係長 今回の申請にあたって、必ずしも分けなければいけないといったことはなく、申請者が分けて申請されました通りになっております。

- 柴田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 谷口会長 それでは続きまして、申請番号6番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。
- 小田委員 3番。申請地は、●●の所有地に隣接する農地でございます。当面は緑地として使い、将来的には工場や駐車場にしていくとのことでした。
北側が旧吉野川で、南側が●●の工場ですので一級農地ではございませんし、地元水利組合の了解も得ているため、許可しても問題ないと考えます。
度々申請が出てくるので、●●の方に尋ねてみましたら、今後事業を拡大していくため、まだまだこれから広げていく予定とのことでした。
- 谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局係長 申請地は、勝瑞駅から北へ約700m、工場と住宅に囲まれた農地で10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。
申請人は、阿南市に本店を置く●●で、鳴門工場の雇用拡大、工場・社屋等の建設計画を予定しており、今後の拡張により一定面積の緑地が必要となることから申請地を緑地にする計画です。
雨水については、地下浸透で対処することとなっており、この転用については地元水利組合の了解も得ております。隣接する周辺所有者からも売却の承諾を得ており確実に実施できる予定です。
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。
- 谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号6番の案件について、承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号6番については承認することといたします。
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。
申請番号1番及び2番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 < 4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 2件 >
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんからのご意見をお願いします。
まず、申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

板東委員 15番。申請者である●●さんは、里浦町で甘藷・大根を生産する農家です。
鳴門市で認定農業者として認定されており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り許可することといたします。
次に、申請番号2番について地元委員さんからのご意見をお願いします。

柴田委員 7番。●●さんは、▲▲さんの長男で、現在は、レンコン・水稻を中心にその他野菜を作っております。有機農業に力を入れ、さらに、研修者を受け入れられたりして、地域のリーダーとして農業を行っておりますので、後継者としては最適かと思えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り許可することといたします。
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 5. 報告事項 13件 >

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 8件
- ② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(経営基盤法) 1件
- ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) 1件
- ⑤ 使用貸借解約について 1件
- ⑥ 地目照会について 1件

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

長谷目委員

残存小作地というのはどういったものですか。

事務局係長

農地改革以前からの小作地で、農地改革の時に、小作地として認められていたものが、現在まで残存している制度を残存小作地としております。

谷口会長

よろしいでしょうか。

それでは『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これもちまして令和元年6月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時45分

令和元年6月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 濱堀 秀規

議事録署名者 藤本 詳治